

1 誘導施設の検討

1.1 基本的な考え方

都市計画運用指針等による考え方及び鳥羽市における都市機能増進施設の立地状況により、誘導施設の候補を検討する。

また、鳥羽市が観光都市であり、宿泊施設がみなとまちの景観形成に寄与していることなどを踏まえ、宿泊施設（民宿を除く）を誘導施設の候補として検討する。

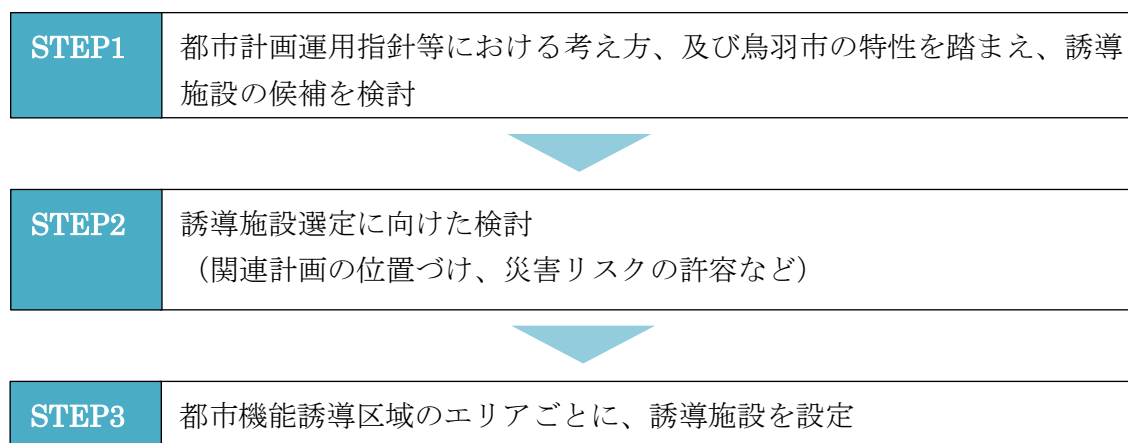
誘導施設の候補について、現在の立地状況や関連計画における位置づけ等を考慮して誘導施設として設定することの是非を検討するとともに、利用者特性を踏まえ、災害リスクが許容かどうかについて検討する。

災害リスクに対する許容可否を踏まえ、必要に応じて重複都市機能誘導区域に限定した誘導施設とすることを検討する。

上記を踏まえ、エリアごとに設定する誘導施設を表としてまとまる。

1.2 設定フロー

誘導施設は以下のフローに沿って設定する。



(1) STEP 1 誘導施設の候補を検討

都市計画運用指針及び立地適正化計画の手引きにおいて、誘導施設として考えられる施設、及び市内に立地している都市機能増進施設を誘導施設候補として抽出する。

抽出した誘導施設候補は下表のとおり。

(赤字：市内に立地していない施設、青字：都市計画運用指針及び立地適正化計画の手引きに位置づけがない施設、□：災害時に特別な配慮が必要とされる高齢者や小学生以下の子どもが高頻度で利用すると考えられる施設、及び災害発生時に避難所や地域防災拠点となり得る施設)

表 誘導施設候補

施設区分	誘導施設候補
医療施設	病院、夜間・休日応急診療所、(一般)診療所、歯科診療所
福祉施設	保健福祉センター、地域包括支援センター、老人憩の家、介護事業所(入所系)、介護事業所(通所系)、介護事業所(訪問系)、介護事業所(小規模多機能)
子育て支援施設	保育所・こども園・幼稚園、子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童館、小学校
コミュニティ施設	公民館、集会所
文化施設	図書館、博物館、文化ホール
商業施設	相当規模の商業施設、スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ホームセンター
行政施設	市役所、市役所支所
金融施設	銀行、信用金庫、郵便局、JA
交流施設	宿泊施設(民宿を除く)

※(一般)診療所は、歯科診療所以外の診療所とする。

※保健福祉センターは、福祉事務所、総合福祉センターを含むものとする。

※病院とは、医療法第一条の5の規定に基づく、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

【参考：都市計画運用指針における考え方】

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
 - ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
 - ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
 - ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
- などを定めることが考えられる。

【参考：立地適正化計画の手引きにおける誘導施設のイメージ】

機 能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■ 中核的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積●m²以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積●m²以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

※どのような機能が必要であるかは、それぞれの都市において検討が必要ですが、参考までに地方中核都市クラスの都市において拠点類型ごとに想定される各種機能のイメージを提示しています。

(2) STEP2 誘導施設選定に向けた検討

STEP1 で選定した誘導施設候補について、施設の現在の立地状況（都市計画区域に立地する施設のみ対象とする）、関連計画の位置付け、誘導施設として設定することの是非を検討するとともに、利用者特性を踏まえ、災害リスクが許容かどうかについて検討する。

1) 医療施設

- 病院は、都市計画区域内に立地していない。
- 夜間・休日応急診療所は、都市計画区域内に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。（単独都市機能誘導区域内に立地）
- （一般）診療所は、都市計画区域内に 7 施設立地しており、うち 5 施設が都市機能誘導区域内に立地している。（うち、3 施設が重複都市機能誘導区域に立地）
- 歯科診療所は、都市計画区域内に 6 施設立地しており、うち 4 施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- 伊勢志摩定住自立圏では、中心市である伊勢市の伊勢赤十字病院と市立伊勢総合病院、及び志摩市における県立志摩病院が担当しており、体制の変更は見込まれていない。
- 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針では、「住宅・医療福祉施設等については、地震・津波リスクが低い場所にある状態を基本とする」とされている。
- 三重県住生活基本計画では、「日常生活の利便性確保（コンパクトシティ）」が位置づけられている。
- 病院、夜間・休日応急診療所、（一般）診療所は、災害時に特別な配慮が必要とされる高齢者等が高頻度で利用することが想定される。

- 
- ◆ 病院について、都市計画区域内に立地はなく、今後も誘導の見込みはないため、誘導施設に設定しない。
 - ◆ 夜間・休日応急診療所及び（一般）診療所は、利便性が高く、災害リスクの低いエリアに立地することが望ましいことから、重複都市機能誘導区域に限り、誘導施設として設定する。
 - ◆ 歯科診療所は、利便性の高いエリアに立地することが望ましいことから、誘導施設に設定する。

2) 福祉施設

- 保健福祉センター、地域包括支援センターは、それぞれ都市計画区域内に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。(重複都市機能誘導区域に立地)
- 老人憩の家は、都市計画区域内に 3 施設立地しており、うち 1 施設が都市機能誘導区域内に立地している。(単独都市機能誘導区域に立地)
- 介護事業所(入所系)は、都市計画区域内に 6 施設立地しており、うち 1 施設が都市機能誘導区域内に立地している。(単独都市機能誘導区域に立地)
- 介護事業所(通所系)は、都市計画区域内に 5 施設立地しており、うち 2 施設が都市機能誘導区域内に立地している。(いずれも単独都市機能誘導区域に立地)
- 介護事業所(訪問系)は、都市計画区域内に 4 施設立地しており、うち 3 施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- 介護事業所(小規模多機能系)は、都市計画区域内に立地していない。
- 第六次鳥羽市総合計画では、「地域での居場所や支え合いの場を確保する」とされている。
- 三重県住生活基本計画では、「日常生活の利便性確保(コンパクトシティ)」が位置づけられている。
- 第 8 次三重県医療計画では、「小規模多機能型居宅介護事業所等の「地域密着型サービス」の整備を進めるため、市町を支援します。」としている。
- 介護事業所(入所系)、介護事業所(通所系)、介護事業所(小規模多機能系)、老人憩の家は、災害時に特別な配慮が必要とされる高齢者が高頻度で利用することが想定される。



- ◆ 保健福祉センター、地域包括支援センターは重複都市機能誘導区域に立地しており、施設維持の視点から重複都市機能誘導区域において誘導施設に設定する。
- ◆ 介護事業所(入所系)、介護事業所(通所系)、介護事業所(小規模多機能系)は、利便性が高く、災害リスクの低いエリアに立地することが望ましいことから、重複都市機能誘導区域に限り、誘導施設として設定する。
- ◆ 介護事業所(訪問系)は、利便性が高いエリアに立地することが望ましいことから、誘導施設として設定する。

3) 子育て支援施設

- 保育園・こども園・幼稚園は、都市計画区域内に 4 施設立地しており、うち 1 施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- 子育て支援センターは、都市計画区域内に 2 施設立地しており、うち 1 施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- 放課後児童クラブは、都市計画区域内に 2 施設立地しており、いずれも都市機能誘導区域内に立地していない。
- 児童館は、都市計画区域内に立地していない。
- 小学校は、都市計画区域内に 2 施設立地しており、いずれも都市機能誘導区域内に立地していない。
- 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針では、「学校及び地区公民館等は、地震・津波リスクが低い場所にある状態を基本とする」、また、「地震・津波リスクの低い場所への移転等が困難な場合や時間を要する場合は、耐震・耐浪化等の構造強化や避難の安全を確保するための対策を講じる」とされている。



- ◆ 小学校は都市機能誘導区域に立地しておらず、鳥羽市小中学校統合計画に基づき、学校の適正規模・適正配置に取り組まれていることから、誘導施設に設定しない。また、それに付随する放課後児童クラブも同様に誘導施設に設定しない。
- ◆ 児童館は、都市計画区域内に立地はなく、今後も誘導の見込みはないため、誘導施設に設定しない。
- ◆ 保育所・こども園・幼稚園は、災害リスクの低いエリアに立地することが望ましいことから、重複都市機能誘導区域に限り、誘導施設として設定する。
- ◆ 子育て支援センターは、利便性が高いエリアに立地することが望ましいことから、誘導施設として設定する。

4) コミュニティ施設

- 公民館は、都市計画区域内に 10 施設立地しており、うち 3 施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- 集会所は、都市計画区域内に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。
- 第六次鳥羽市総合計画では、「地域での居場所や支え合いの場を確保する」とされている。
- 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針では、「学校及び地区公民館等は、地震・津波リスクが低い場所にある状態を基本とする」、また、「地震・津波リスクの低い場所への移転等が困難な場合や時間を要する場合は、耐震・耐浪化等の構造強化や避難の安全を確保するための対策を講じる」とされている。

◆ コミュニティ施設は、都市機能誘導区域に限らず、各地域での居場所や支え合いの場となる必要があることから、誘導施設に設定しない。

5) 文化施設

- 図書館、博物館（鳥羽水族館）は、それぞれ都市計画区域に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。
- 文化ホールは、都市計画区域に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地していない。
- 現時点で博物館法に基づく登録博物館ではないものの、第 1 号市立鳥羽歴史博物館として、旧鳥羽小学校が都市計画決定（平成 29 年 7 月 20 日）され、第 2 次鳥羽市観光基本計画では、「鳥羽城址及び旧鳥羽小学校の活用（アーディストインレジデンスの実施等）」が位置づけられており、今後の活用が見込まれている。

- ◆ 図書館は、重複都市機能誘導区域に立地しており、施設維持の視点から重複都市機能誘導区域において誘導施設に設定する。
- ◆ 博物館は、都市機能誘導区域内に立地しており、施設維持・活用の視点から誘導施設に設定する。
- ◆ 文化ホールについて、都市計画区域内に立地はなく、今後も誘導の見込みはないため、誘導施設に設定しない。

6) 商業施設

- 相当規模の商業施設は、都市計画区域内に立地していない。
- スーパーマーケットは、都市計画区域内に 4 施設立地しており、全て都市機能誘導区域内に立地している。
- ドラッグストアは、都市計画区域内に 2 施設立地しており、全て都市機能誘導区域内に立地している。
- コンビニエンスストアは、都市計画区域内に 6 施設立地しており、うち 4 施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- ホームセンターは、都市計画区域内に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。
- 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針では、「事務所・店舗・工場等、居住を伴わない業務系の施設については、避難の安全を確保した上で、地震・津波リスクの観点だけではなく、産業活動の機能性や地域産業の維持向上に配慮し、配置すべき場所を設定」とされている。
- 三重県住生活基本計画では、「日常生活の利便性確保（コンパクトシティ）」が位置づけられている。



- ◆ 相当規模の商業施設は、都市計画区域内に立地はないものの、佐田浜エリアの再開発が見込まれているため、誘導施設に設定する。（※再生ビジョンと調整が必要）
- ◆ スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ホームセンターは、利便性の高いエリアに立地することが望ましいことから、誘導施設に設定する。

7) 行政施設

- 市役所は、都市計画区域内に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。（重複都市機能誘導区域）
- 市役所支所は、都市計画区域内に立地していない。
- 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針では、「災害発生時に避難所や地域防災拠点となる庁舎・学校・公民館等のうち、応急対策活動を行う拠点となる公共施設（県市町の庁舎、消防署・警察署等）は、地震・津波リスクが極めて低い場所にある状態を基本とする」とされている。



- ◆ 市役所は、重複都市機能誘導区域に立地しており、また、災害リスクの低いエリアに立地することが望ましいことも踏まえ、施設維持の視点から重複都市機能誘導区域に限り、誘導施設に設定する。

8) 金融施設

- 銀行は、都市計画区域内に 4 施設立地しており、全て都市機能誘導区域内に立地している。
- 信用金庫は、都市計画区域内に立地していない。
- 郵便局は、都市計画区域内に 6 施設立地しており、うち 4 施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- JA は、都市計画区域内に 1 施設立地しており、都市機能誘導区域内に立地している。



◆ 銀行、郵便局、JA は、基本的には都市機能誘導区域内に集積しており、また、引き続き、利便性の高いエリアに立地することが望ましいことから、誘導施設に設定する。また、信用金庫についても、地域住民による利用用途としては銀行同等と考えられるため、同様に誘導施設に設定する。

9) 交流施設

- 宿泊施設（民泊を除く）は、都市計画区域内に 32 施設立地しており、うち 13 施設が都市機能誘導区域内に立地している。
- 鳥羽市景観計画では、「観光施設、ホテル等が集積する鳥羽駅から鳥羽港、小浜においては、賑わいや開放感を感じる景観の形成を図ります。」とされている。また、「安楽島リゾート 1 号線沿道においては、賑わいや緑化によるうるおいの連続に配慮するとともに、斜面地の旅館群においては鳥羽港からの眺望に配慮し、魅力とともに統一感のある景観の形成を図ります。」とされている。



◆ 宿泊施設（民宿を除く）は、鳥羽市の観光産業を支えるとともに、みなとまちとしての景観形成に寄与しているため、施設維持の視点から、誘導施設に設定する。

10) まとめ

鳥羽市において、誘導施設として設定する施設は下表のとおり。

(緑字：重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設)

施設区分	誘導施設
医療施設	夜間・休日応急診療所、(一般)診療所、歯科診療所
福祉施設	保健福祉センター、地域包括支援センター、介護事業所(入所系)、介護事業所(通所系)、介護事業所(訪問系)、介護事業所(小規模多機能)
子育て支援施設	保育所・こども園・幼稚園、子育て支援センター
コミュニティ施設	
文化施設	図書館、博物館
商業施設	相当規模の商業施設、スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ホームセンター
行政施設	市役所
金融施設	銀行、信用金庫、郵便局、JA
交流施設	宿泊施設

(3) STEP3 エリアごとの誘導施設を設定

エリアごとの誘導施設は以下のとおり。

施設区分	誘導施設	小浜エリア		池の浦駅周辺エリア		鳥羽駅周辺エリア		赤崎駅周辺エリア		大明エリア	
		単独	重複	単独	重複	単独	重複	単独	重複	単独	重複
医療施設	夜間・休日応急診療所										●
	(一般)診療所		○		○		○		○		●
	歯科診療所	○	○	○	○	●	○	○	●	○	●
福祉施設	保健福祉センター										●
	地域包括支援センター										●
	介護事業所(入所系)		○		○		○		○		○
	介護事業所(通所系)		○		○		○		○		○
	介護事業所(訪問系)	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●
	介護事業所(小規模多機能系)		○		○		○		○		○
子育て支援施設	保育園・こども園・幼稚園		○		○		○		○		○
	子育て支援センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
文化施設	図書館										●
	博物館	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○
商業施設	相当規模の商業施設					○					
	スーパーマーケット	○	○	○	○	●	○	○	●	●	○
	ドラッグストア	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●
	コンビニエンスストア	○	○	●	○	○	●	●	○	○	○
	ホームセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
行政施設	市役所						●				
金融施設	銀行	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○
	信用金庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	郵便局	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○
	JA	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○
交流施設	宿泊施設(民宿を除く)	●	●	●		●	●				

※単独：単独都市機能誘導区域、重複：重複都市機能誘導区域、○：立地しておらず、誘導を目的とするもの、●：既に立地しており、維持を主目的とするもの、緑字：重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

(4) 【参考：エリア別の施設立地状況】

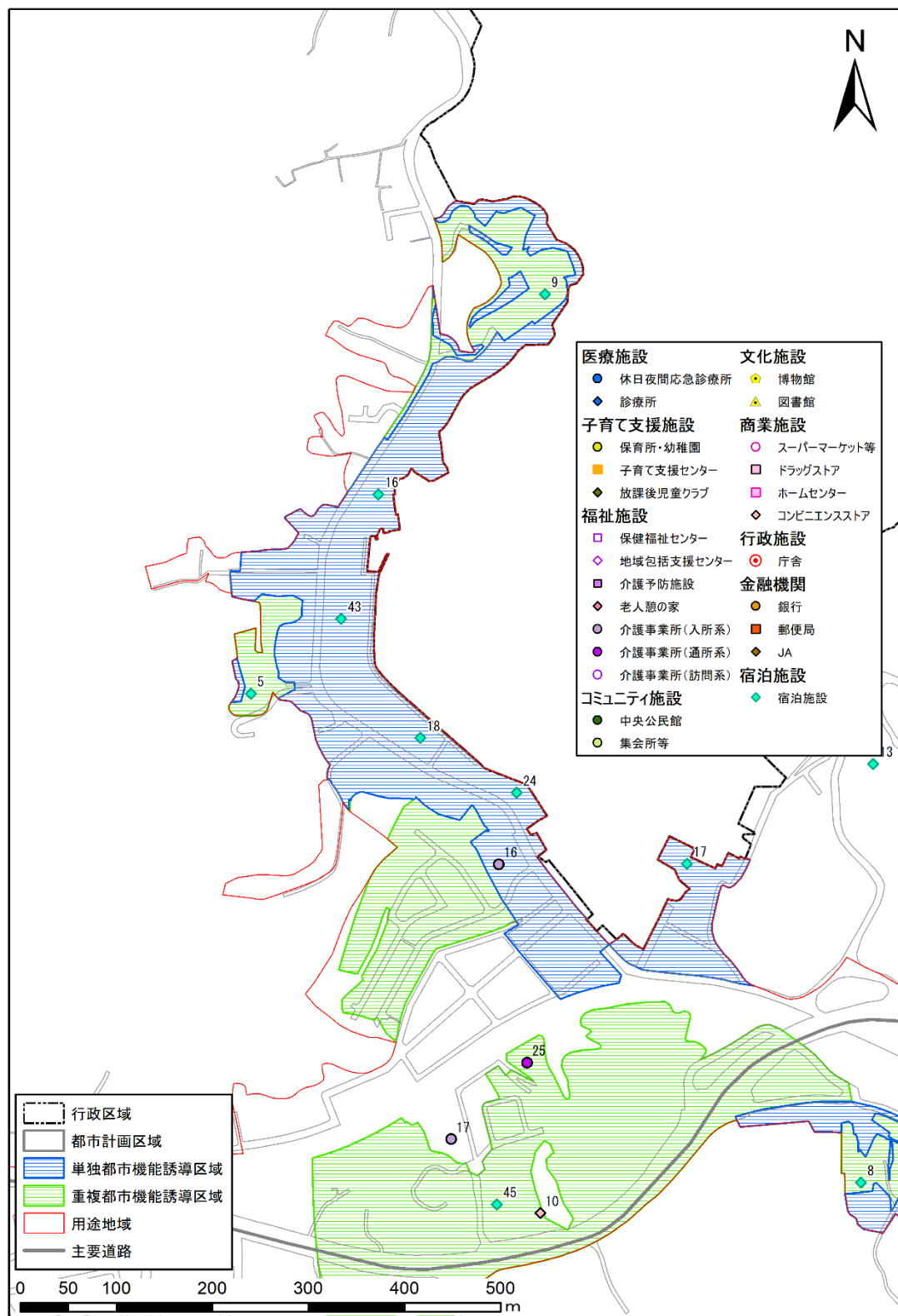


図 小浜エリア

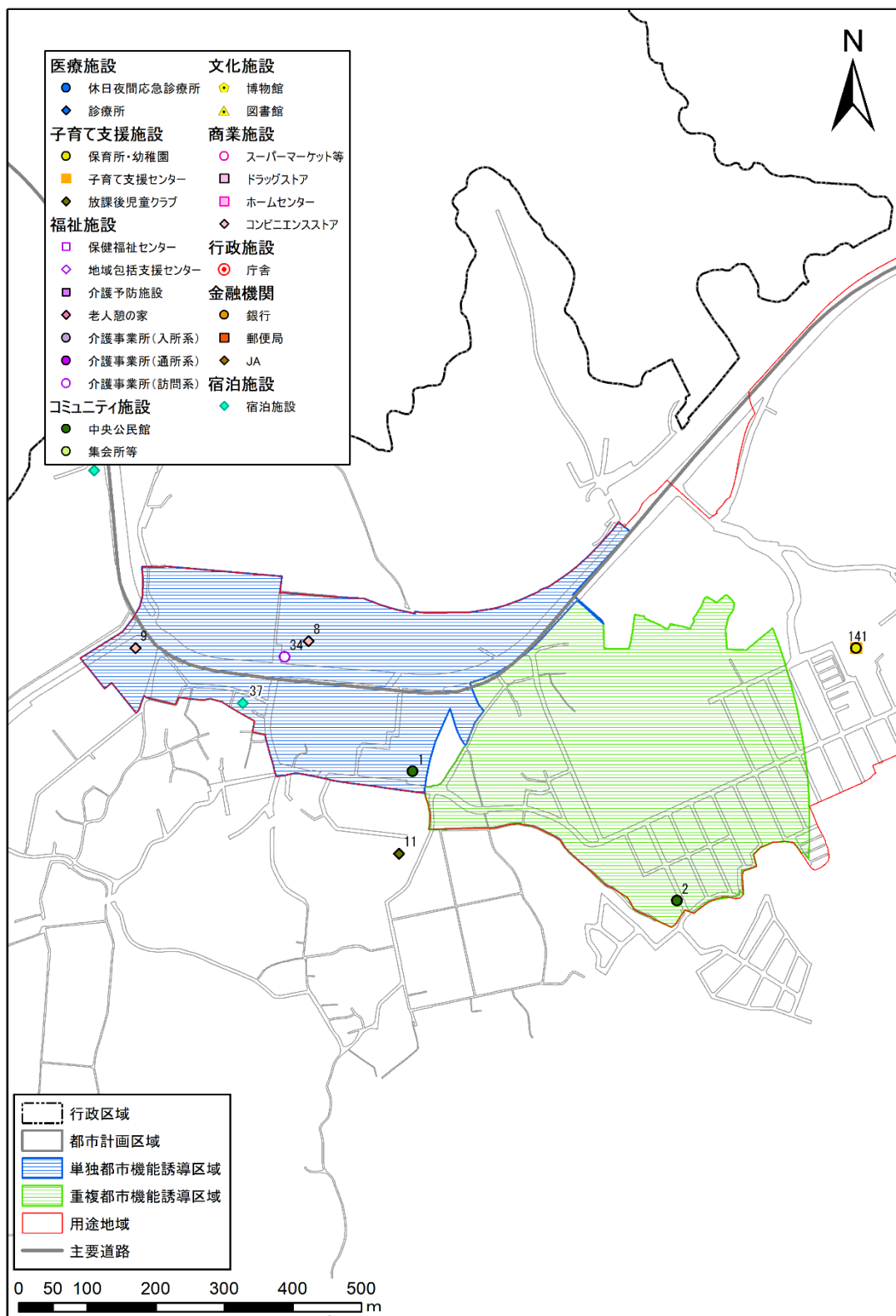


図 池の浦駅周辺エリア

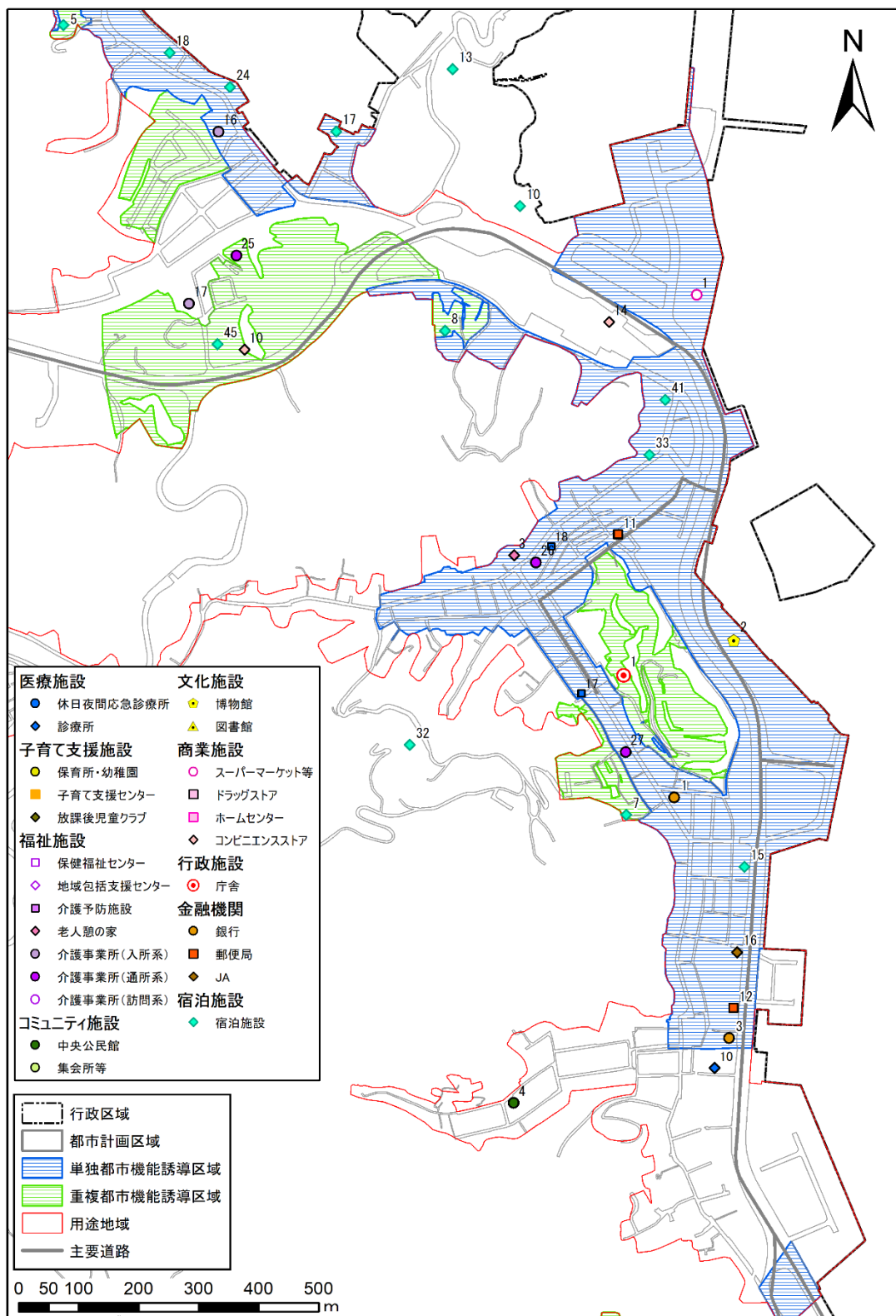


図 鳥羽駅周辺エリア

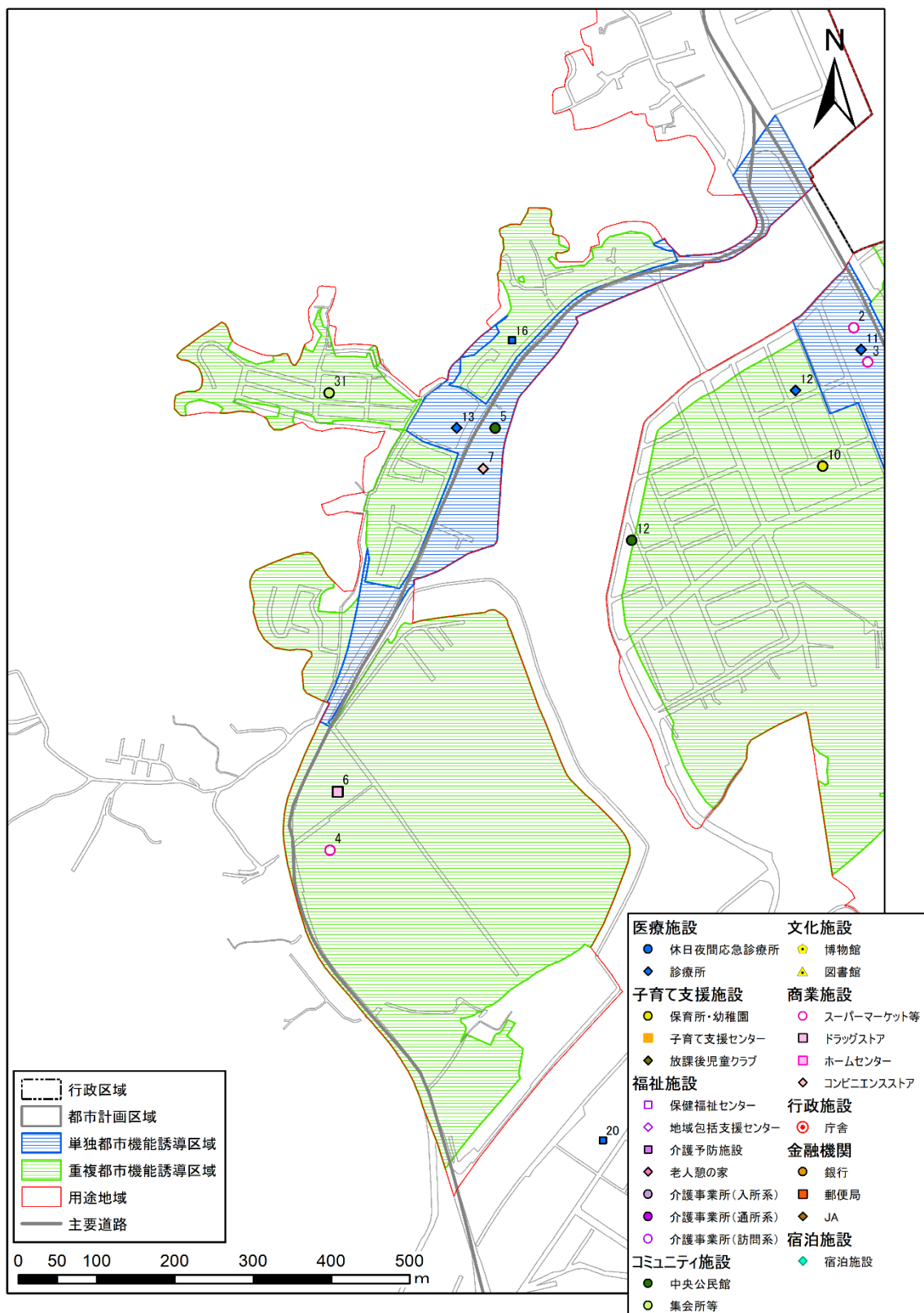


図 赤崎駅周辺エリア

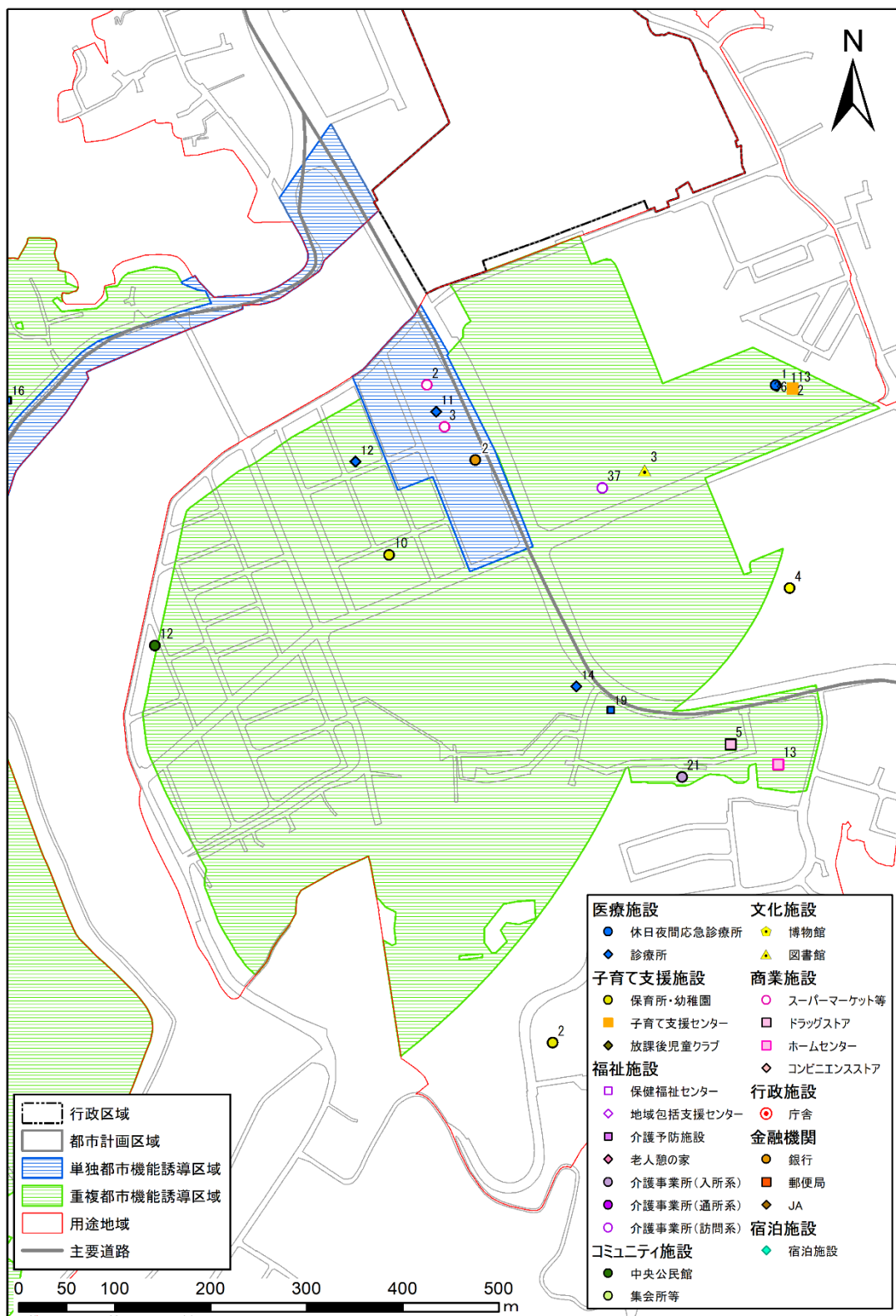


図 大明エリア